

東大阪市多文化共生指針行動計画

(2026年度～2028年度)

東大阪市

目次

1 行動計画の基本的な考え方	1
1. 行動計画策定の経過及び目的	1
2. 行動計画の位置付け及び期間	2
3. 事業シートの見方	4
4. 本市の現状	5
2 行動計画推進のための指標	10
3 多文化共生に関する施策	12
取組・事業一覧	12
(1) 人権意識の向上	17
(2) 外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障	21
(3) 子どもの教育の充実	28
(4) 外国人の人材活用と就労支援	34
(5) 日常的なつながりの場と機会の創設	36
(6) 災害時の支援体制の整備	40
4 行動計画の推進に向けて	44

1 行動計画の基本的な考え方

1. 行動計画策定の経過及び目的

本市では、日本人住民と外国人住民が同じ地域社会の一員として、ともに安心して暮らせる社会の実現をめざし、2022年(令和4年)3月に多文化共生社会の実現に資する施策を総合的に推進するにあたっての目標や基本方針、施策の方向性を示した東大阪市多文化共生指針(以下「指針」と言う。)を策定しました。

指針では、2022年度(令和4年度)～2031年度(令和13年度)までの目標、基本方針、施策の方向性を示しています。

東大阪市多文化共生指針(2022年度～2031年度)

基本目標…「共生社会の実現」

基本方針…「人権の尊重」

「社会参加の促進」

「多様性と寛容性のある地域社会の形成」

施策の方向性…「人権意識の向上」

「外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障」

「子どもの教育の充実」

「外国人の人材活用と就労支援」

「日常的なつながりの場と機会の創設」

「災害時の支援体制の整備」

指針において、目標を実現するための具体的な取組については、行動計画として策定することから、東大阪市多文化共生指針行動計画(2023年度～2025年度)を策定し、取組を進めてきました。

2026年(令和8年)1月23日に政府の外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議で決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、既存のルールへの遵守や制度の適正化といった「秩序」という視点の重要性を打ち出している一方で、「我が国に在留する多くの外国人は、勤勉

で法や社会規範等を理解し、地域・産業を支え、日本社会に貢献している存在である。今後の我が国の安定と繁栄のため、そうした法や社会規範等を守りながら我が国で生活する外国人が正当に評価され、社会の一員として尊厳を持って生きられる社会を構築するとともに、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要がある」と明記し、これまで進めてきた外国人の受入れ環境整備に向けた取組も実施していく必要があることを示しています。

2027年(令和9年)4月には技能実習制度に代わる新しい在留資格制度である育成就労制度が施行されることにより、外国人労働者や受入れを行う企業や団体を取り巻く状況は今後大きく変化していくものと予想されます。外国人材の受入れが進む中、誤った情報をもとにした排外的で不当な差別的言動が広がりを見せており、正確な情報提供がより一層求められます。

本市では増加する外国人住民に対して、多言語による情報提供や相談対応、子どもへの日本語教育や多文化共生教育などを実施し、学校間では独自の交流の取組などが行われていますが、外国人労働者とともに入国した家族が小学校や中学校等に転入する場合もあり、外国人住民を取り巻く言語、生活、教育、就労などの課題はそれぞれが密接に関連する問題であると捉えています。

こうした状況を踏まえ、社会情勢等の変化に対応しながら、人権尊重の視点に立ってすべての人が自分らしく生きられる多文化共生のまちづくりを行っていくためにも東大阪市多文化共生指針行動計画(2026年度～2028年度)を策定し、総合的に取組を進めていきます。

2. 行動計画の位置付け及び期間

指針は、東大阪市第3次総合計画を上位計画とし、分野別施策「すべての人の基本的人権が守られる地域社会の形成」「加速するグローバル社会への対応」に沿って方向性を示しています。また、SDGsの理念、総務省の地域における多文化共生推進プラン、第4次東大阪市男女共同参画推進計画などの関連計画を反映し、

策定しています。

行動計画は指針に基づき施策を取りまとめているため、行動計画においても、東大阪市第3次総合計画、総合計画に基づく実施計画、SDGs の理念、本市の関連計画の考えを踏まえた計画となっています。

行動計画の期間は、2026年度(令和8年度)～2028年度(令和10年度)としています。指針の期間である 2031年度(令和13年度)までの間、国内外の社会経済情勢の変化、多文化共生に係る国・府の制度の変更、本市の基本計画をはじめとした方針の変更など、多文化共生を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、行動計画を見直していきます。



4. 本市の現状

本市の人口は1975年(昭和50年)をピークに停滞し、1990年(平成2年)から減少傾向が続いています。一方、外国人住民数は2015年(平成27年)以降増加傾向にあるため、本市人口に占める外国人住民の割合も増加しています。2025年(令和7年)3月には外国人住民数が過去最高を更新し、2025年(令和7年)9月末現在で24,447人となっています。

東大阪市の人口総数と外国人住民数(2016年～2025年)

単位:(人)

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
人口総数	494,745	492,381	490,364	488,922	486,770	483,003	480,829	479,085	478,187	478,379
外国人住民	16,947	17,360	17,758	18,500	18,578	18,583	19,257	20,323	21,932	24,447
割合	3.4%	3.5%	3.6%	3.8%	3.8%	3.8%	4.0%	4.2%	4.6%	5.1%

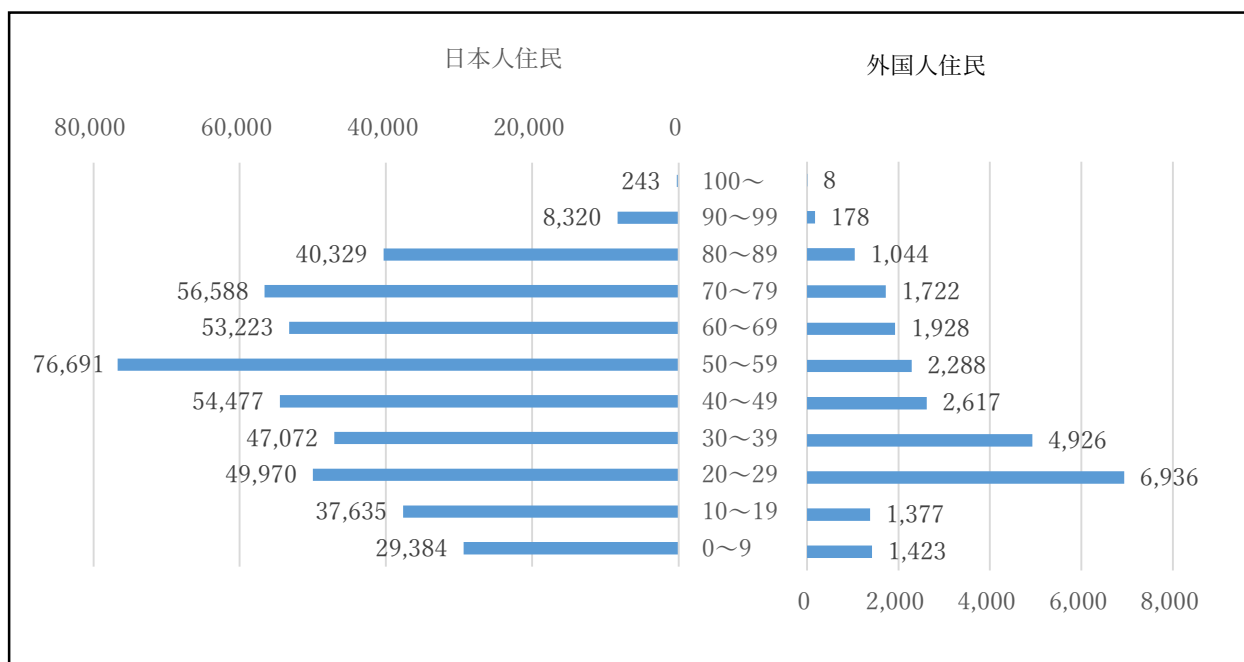
各年9月末現在の登録人口

2025年(令和7年)の年齢別の人口構成をみると、日本人住民では50～59歳が最も多くなっているのに対し、外国人住民では20～29歳が最も多くなっています。

東大阪市の日本人住民と外国人住民の年齢別人口

2025年9月末現在

単位:(人)

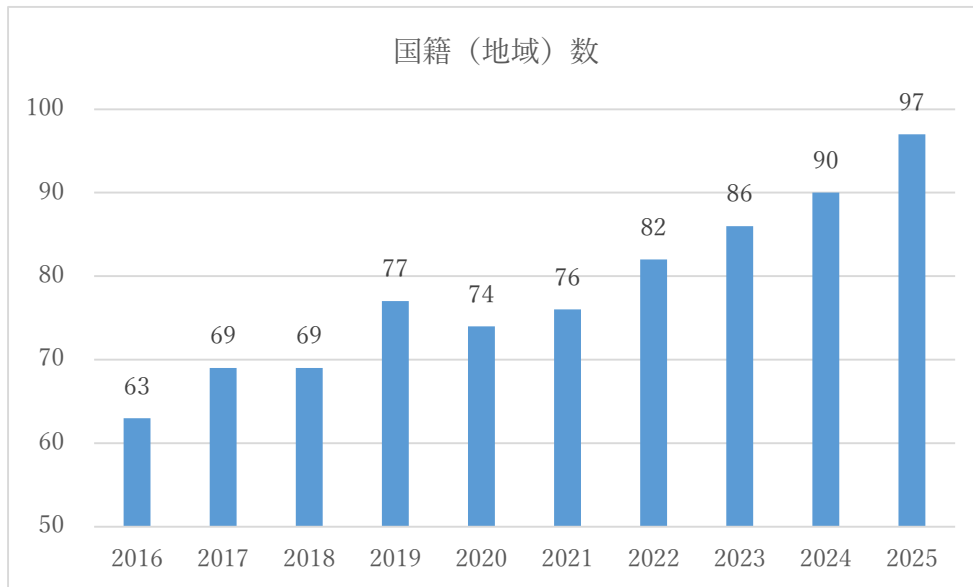


市民生活部市民室市民課のデータに基づき作成

本市の外国人住民の国籍(地域)数では、2016年(平成28年)には63か国でしたが、2025年(令和7年)には97か国となっています。10年間で約30か国増加しており、多国籍化が進んでいることがわかります。

東大阪市の外国人住民の国籍(地域)数 (2016年~2025年)

各年9月末現在

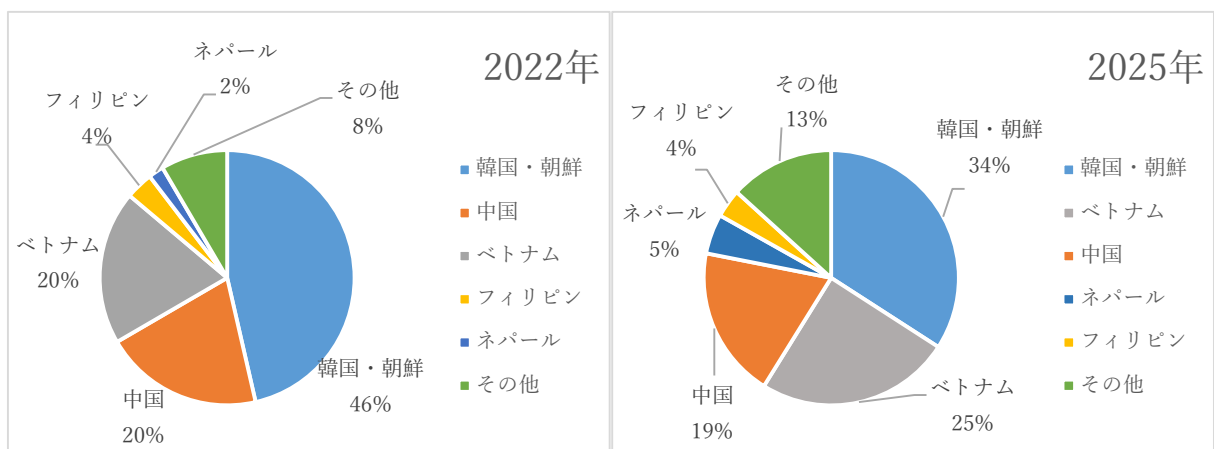


市民生活部市民室市民課のデータに基づき作成

外国人住民の国籍(地域)別の割合をみると、2022年(令和4年)には韓国・朝鮮籍、中国籍、ベトナム籍の順番になっていましたが、2023年(令和5年)2月にベトナム籍が中国籍を超え、2番目に多くなりました。

東大阪市の外国人住民の国籍(地域)別の割合

各年9月末現在

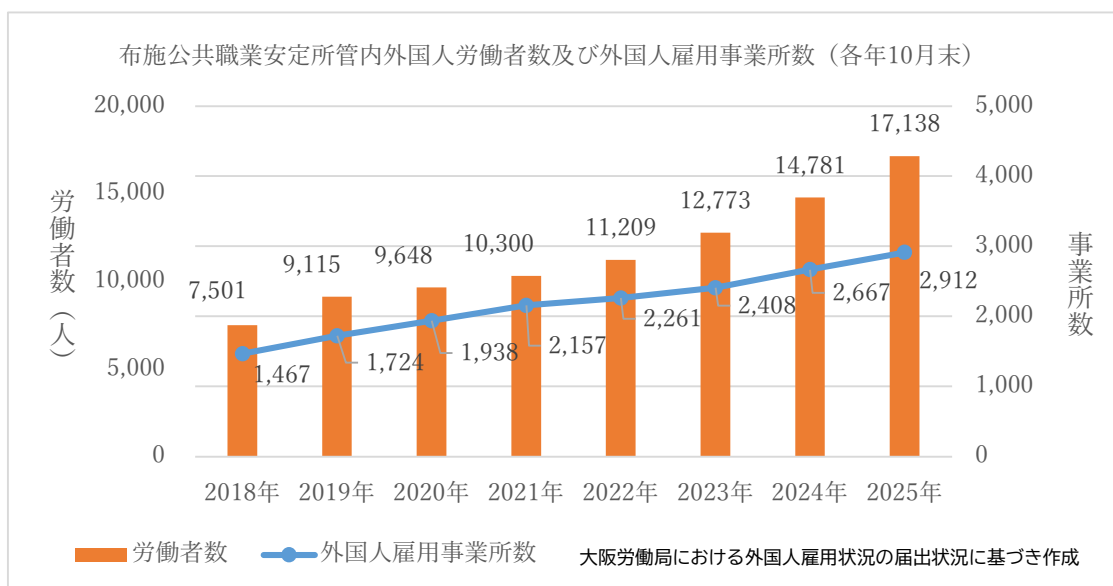


在留資格別外国人住民数をみると、特別永住者、永住者の人数が多くなっています。ほとんどの在留資格で増加傾向にあります。特に特定技能の人数が急増しています。人材を確保することが困難な産業分野において、外国人の受入れが進んでいることがわかります。

東大阪市の在留資格別外国人住民数 各年1月末現在 単位:(人) 市民生活部市民室市民課のデータに基づき作成

在留資格(※)	2022	2023	2024	2025	2026
特別永住者	8,047	7,784	7,551	7,343	7,150
永住者	3,648	3,749	3,774	3,867	4,003
定住者	619	586	589	603	653
技術・人文知識・国際業務	1,413	1,598	1,901	2,352	2,905
家族滞在	892	1,135	1,474	1,844	2,335
留学	794	1,179	1,347	1,731	2,375
技能実習	1,349	1,507	1,715	1,852	1,886
特定技能	239	479	803	1,171	1,842
その他	1,409	1,365	1,499	1,639	1,903
合計	18,410	19,382	20,653	22,402	25,052

布施公共職業安定所管内(東大阪市、八尾市)における外国人雇用事業所数及び外国人労働者数をみると、2018年(平成30年)には1,467事業所、7,501人でしたが、2025年(令和7年)には2,912事業所、17,138人となっています。事業所数、労働者数ともに増加しており、モノづくりのまちである本市企業の人材不足を解消するためには、年齢、性別、国籍などにかかわらず、多様な人材の活用が今後ますます重要となってくるものと思われます。



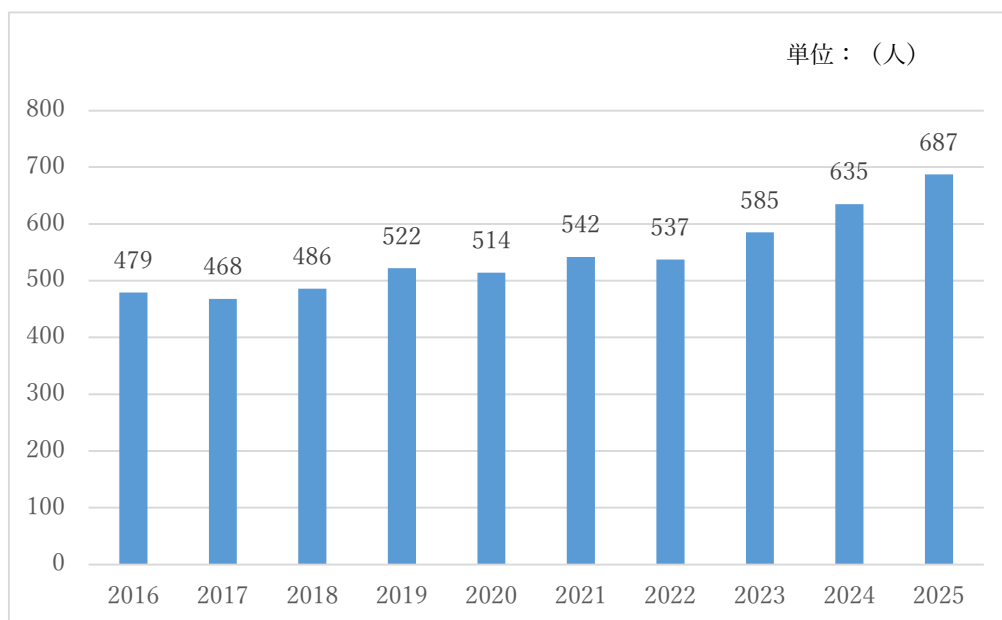
東大阪市立小学校、中学校(夜間学級を除く。)、義務教育学校の外国籍児童生徒数をみると、2025年(令和7年)5月1日現在で687人が在籍しており、増加傾向にあります。国籍別では、25か国の児童生徒が在籍しており、2022年(令和4年)の19か国から6か国増加し、多国籍化が進んでいます。

東大阪市立小学校・中学校(夜間学級を除く。)・義務教育学校外国籍児童生徒国籍別児童生徒数
(各年5月1日現在)単位:(人) 学校教育部学事課のデータに基づき作成

国籍地域	2022年			2025年		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
中国	195	73	268	203	90	293
ベトナム	93	6	99	154	39	193
韓国	56	39	95	48	31	79
フィリピン	20	12	32	24	15	39
ネパール	5	1	6	15	5	20
インドネシア	2	1	3	9	0	9
ブラジル	4	1	5	4	4	8
米国	4	2	6	6	2	8
ペルー	3	1	4	4	2	6
ガーナ	2	0	2	2	2	4
モンゴル	2	0	2	3	0	3
アルゼンチン	0	0	0	2	0	2
イラン	2	0	2	1	1	2
インド	2	0	2	1	1	2
オーストラリア	1	0	1	1	1	2
キルギス	0	0	0	0	2	2
タイ	0	0	0	1	1	2
ナイジェリア	2	1	3	0	2	2
フランス	0	0	0	2	0	2
ボツワナ	0	0	0	2	0	2
ミャンマー	0	0	0	2	0	2
台湾	2	1	3	1	1	2
スリランカ	0	1	1	1	0	1
パキスタン	0	0	0	1	0	1
バングラデシュ	2	0	2	1	0	1
スウェーデン	0	1	1	0	0	0
合計	397	140	537	488	199	687

東大阪市立小学校・中学校（夜間学級を除く。）・義務教育学校外国籍児童生徒数（2016年～2025年）

各年5月1日現在



学校教育課学事課のデータに基づき作成

※参考

在留資格	該当例
特別永住者	1945年以前から日本に居住し、1952年のサンフランシスコ平和条約により日本国籍を離脱した者及びその子孫
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
定住者	日系3世、中国残留邦人等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒・児童
技能実習	技能実習生
特定技能	人材確保が困難な特定の産業分野に属する相当程度の知識又は経験、技能を要する業務に従事する外国人等

2 行動計画推進のための指標

施策の方向性	事業名	現状値	目標値 (令和10年度)
	評価指標		
人権意識の向上	職員研修の充実	84% (令和6年度)	100%
	研修を受講して理解が深まった参加者の割合(新任課長職後期研修)		
	多文化理解講座	-	80%
	多文化共生への理解が深まった参加者の割合		
外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障	多文化共生情報プラザ	873件 97% (令和6年度)	1100件 98%
	多文化共生情報プラザの相談件数及び利用満足度		
	語学ボランティア制度	211人 (令和7年7月末)	250人
	活動する語学ボランティアの登録人数		
子どもの教育の充実	外国人児童生徒等への日本語教育等の推進	61.6% (令和6年度)	65%
	「学校に来るのは楽しいですか」という質問への強い肯定的回答率		
	東大阪市カラフルコミュニケーション	51校(全校) (令和6年度)	51校(全校)
	東大阪市カラフルコミュニケーションにおいて、ゲストティーチャーを呼び、様々な文化に関する体験的な学習に取り組んだ小学校数		

施策の方向性	事業名	現状値	目標値 (令和10年度)
	評価指標		
子どもの教育の 充実	教職員を対象とした研修の充実	62% (令和6年度)	65%
	多文化共生の内容を扱った研修の受講アンケートにおける強い肯定的回答率		
	多言語進路ガイダンス	100% (令和7年度)	100%
	参加者の事後アンケート「今日は知りたいことが知ることができた」という質問への肯定的回答率		
外国人の人材活用 と就労支援	外国人労働者雇用対策事業	95.9%	95%
	セミナー参加者の満足度及び合同企業説明会の来場者数	137人 (令和6年度)	200人
日常的なつながり の場と機会の創設	日本語教室の開催	106人 (令和6年度 下期)	130人
	日本語教室におけるボランティア登録者数		
災害時の支援体制 の整備	災害や感染症に関する情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信	-	24件
	防災や感染症に関する情報を多言語により提供した件数		
	避難所での多言語支援	-	78箇所
	外国人支援用の避難所会話シート、ピクトグラムの第一次避難所配備箇所数		

3 多文化共生に関する施策

取組・事業一覧(担当課別)

No	事業名	担当課	ページ	
1	東大阪市防災ハザードマップ(洪水・土砂災害・ため池)	危機管理室	40	
2	避難所での多言語支援	危機管理室	43	
3	市ウェブサイトの管理運営	広報課	22	
4	市役所本庁舎での多言語による案内表示	管理課	22	
5	職員研修の充実	人事課	19	
6	外国語翻訳アプリを導入した窓口タブレット端末の設置	情報政策課	22	
7	雇用問題企業啓発事業	労働雇用政策室	34	
8	労働相談	労働雇用政策室	34	
9	外国人労働者雇用対策事業	労働雇用政策室	35	
10	市民による多文化共生をテーマにしたイベントの支援	多文化共生・男女共同参画課	39	
11	多文化共生をテーマにしたイベントを通じた市民との交流	多文化共生・男女共同参画課、人権啓発課	17	38
12	日本語教室の開催	多文化共生・男女共同参画課	27	38
13	多文化共生情報プラザ	多文化共生・男女共同参画課	21	
14	多文化共生情報プラザだよりの発行	多文化共生・男女共同参画課	23	
15	多文化共生情報プラザのウェブサイトでの情報発信	多文化共生・男女共同参画課	23	
16	語学ボランティア制度	多文化共生・男女共同参画課	23	
17	外国人のための1日相談サービス in 東大阪	多文化共生・男女共同参画課	21	
18	多文化理解講座	多文化共生・男女共同参画課	20	37
19	人的受援個別マニュアル(通訳ボランティアの活動)	多文化共生・男女共同参画課	43	
20	災害や感染症に関する情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信	多文化共生・男女共同参画課	40	
21	やさしい日本語の活用促進及び普及・啓発	多文化共生・男女共同参画課	24	

No	事業名	担当課	ページ	
22	OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会との連携	多文化共生・男女共同参画課	35	
23	外国人のコミュニティとの連携	多文化共生・男女共同参画課	36	
24	【新規】コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、民生委員との連携	多文化共生・男女共同参画課	36	
25	【新規】外国語でのご意見・お問合せフォーム	多文化共生・男女共同参画課	39	
26	【新規】国際交流協会ネットワークおおさかへの参加	多文化共生・男女共同参画課	39	
27	【新規】外国人住民への防災教育の実施	多文化共生・男女共同参画課	41	
28	【新規】行政情報のやさしい日本語による提供	多文化共生・男女共同参画課	24	
29	【新規】外国人の起業に関する情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信	多文化共生・男女共同参画課	35	
30	民族文化講座	人権啓発課	17	37
31	親と子の人権教室	人権啓発課	18	
32	人権啓発冊子「ハーモニー」の発行	人権啓発課	18	
33	市民人権講座、人権尊重のまちづくり強化月間のつどいの実施	人権啓発課	18	
34	地域まちづくり活動助成金	地域活動支援室	37	
35	在日外国人重度心身障害者特別給付金事業	障害施策推進課	27	
36	東大阪市在日外国人高齢者給付金事業	高齢介護課	27	
37	【新規】保育施設での翻訳機の配備	こども・こそだて応援課 保育施設課 保育給付課	24	
38	【新規】東大阪市感染症予防計画に基づく外国人への感染症対策	地域健康企画課	42	
39	【新規】電子母子手帳アプリの導入	母子保健課	25	
40	妊娠、出産、子育てに関する情報の多言語による提供	母子保健課 保健センター	25	
41	感染症の医療や健康に関する情報の多言語による提供	感染症対策課 保健センター	41	
42	資源物の持ち去り防止対策	循環社会推進課	25	
43	清掃啓発事業	環境事業課	26	
44	歩きタバコ防止対策事業	美化推進課	26	
45	住宅確保要配慮者の住まいの確保	企画推進課	26	

No	事業名	担当課	ページ	
46	消防局防災学習センター	予防課	41	
47	火災で被災された方への案内	予防課	42	
48	救急現場活動の多言語対応	救急課	42	
49	119 番通報の多言語対応	指令課	43	
50	未来市民教育「夢 TRY 科」	みらい教育室	28	
51	東大阪市カラフルコミュニケーション	人権教育室	28	
52	東大阪市カラフルコミュニケーションパークの開催	人権教育室	29	
53	外国籍児童生徒の本名使用の支援	人権教育室	31	
54	外国文化にふれる教材の紹介	人権教育室	29	
55	「東大阪市人権教育基本方針」「東大阪市人権教育推進プラン」	人権教育室	30	
56	東大阪市在日外国人教育研究協議会への支援 充実	人権教育室	29	
57	研修等を通じた在日外国人教育の推進	人権教育室	33	
58	「母国語学級」の充実	人権教育室	32	
59	外国人児童生徒等への日本語教育等の推進	人権教育室	31	
60	外国籍児童生徒の就学状況の把握	学事課	30	
61	多言語による就学情報の提供	学事課	32	
62	教職員を対象とした研修の充実	教育センター	33	
63	多言語進路ガイダンス	学校教育推進室	31	
64	【新規】多言語による留守家庭児童育成クラブの案内	青少年教育課	32	
65	青少年センター子ども会活動	長瀬青少年センター	19	
66	青少年センター教室活動	長瀬青少年センター	20	38
67	舞踊、言語及び歴史教室事業	荒本青少年センター	19	

施策の方向性		
人権意識の向上	(1)-①	多様な他者を受入れ、理解する意識を醸成する活動
	(1)-②	人権教育の充実
	(1)-③	多文化共生の意義の普及
	(1)-④	地域社会において、つながりや助け合いを充実させるための外国人住民との出合いや交流の機会の創出
	(1)-⑤	外国の文化や歴史への認識の促進
外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障	(2)-①	相談体制(ワンストップサービス)の充実 …多言語化、相談窓口の柔軟な運営、専門機関と連携した相談対応
	(2)-②	多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信…生活、医療・救急、福祉、教育、就労、災害・感染症、住宅等の情報
	(2)-③	公共サービスの制度への理解と利用の促進
	(2)-④	子育て、介護等の支援体制の整備
	(2)-⑤	高齢者や障害者等の福祉の充実
	(2)-⑥	日本語学習の充実と機会拡大
子どもの教育の充実	(3)-①	日本人を含めたすべての子どもに対する多文化共生教育の推進
	(3)-②	在日外国人教育の実践を活かした人権教育の推進
	(3)-③	外国につながるをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援
	(3)-④	日本語指導が必要な子どもたちへの日本語学習の体制整備
	(3)-⑤	外国につながるをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承
	(3)-⑥	外国人保護者への教育情報の提供、支援体制の整備
	(3)-⑦	多文化共生教育を担う人材の育成

施策の方向性		
外国人の人材活用と 就労支援	(4)-①	外国人労働者の労働環境の整備
	(4)-②	外国人労働者の相談窓口の設置と対応、情報提供等の支援
	(4)-③	外国人労働者を雇用する企業への各種制度や受入れ方法等の情報提供と支援
	(4)-④	留学生の就職促進と就労支援
	(4)-⑤	地域の特徴や外国人の発想を活かした起業の支援
	(4)-⑥	外国人の就労を産業界全体で支援するための 商工会議所などの経済団体との連携と仕組みづくり
	(4)-⑦	国、大阪府など関係団体との連携
日常的なつながりの 場と機会の創設	(5)-①	外国人住民の地域社会への参加の促進
	(5)-②	外国人住民の地域参加の推進役を担う人材の育成と支援
	(5)-③	NPO等との連携
	(5)-④	外国人住民の言語や文化、歴史的背景を学ぶ機会の提供
	(5)-⑤	日本人住民と外国人住民が交流し、理解を深める場づくり
	(5)-⑥	市民による多文化共生をテーマにしたイベントの支援
	(5)-⑦	外国人住民の意見表明の機会の設置と尊重
	(5)-⑧	外国人コミュニティの支援と連携
	(5)-⑨	国際交流センター設置についての継続的な検討
災害時の支援体制の 整備	(6)-①	災害や感染症等に関する情報の多言語化、やさしい日本語の導入など効果的な情報発信
	(6)-②	防災に対する意識啓発・防災教育と訓練等への参加促進
	(6)-③	感染症流行時における新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かした支援情報の効果的な発信と相談体制の整備、生活の安定化への支援
	(6)-④	文化、宗教、生活習慣等に配慮した災害時の支援体制の整備

(1)人権意識の向上

- ①多様な他者を受入れ、理解する意識を醸成する活動
- ②人権教育の充実
- ③多文化共生の意義の普及
- ④地域社会において、つながりや助け合いを充実させるための外国人住民との
出会いや交流の機会の創出
- ⑤外国の文化や歴史への認識の促進

取組・事業名	多文化共生をテーマにしたイベントを通じた市民との交流
担当課	多文化共生・男女共同参画課、人権啓発課
方向性 No	(1)－①、(1)－④、(5)－⑤
事業内容・方針	東大阪国際交流フェスティバル・盾津ふれあいフェスティバルに参加し、パネル展示等を通じて、市民との交流や人権に関する啓発を行う。

取組・事業名	民族文化講座
担当課	人権啓発課
方向性 No	(1)－①、(1)－⑤、(5)－④
事業内容・方針	「誰もが暮らしやすい多文化共生のまち東大阪市」の実現に向け、国籍や民族など、互いに違いを認め合い、対等な関係を築く中で共に生きる社会を築いていく資質や意識を育むため、講座を実施する。

取組・事業名	親と子の人権教室
担当課	人権啓発課
方向性 No	(1)－①
事業内容・方針	市民啓発活動の一環として学校教育と連携し、外国人に関する人権への理解を深める取組を通して、親と子が人権や平和の大切さについて考え、すべての人が幸せに生きる権利をお互いに尊重することを目的とする。

取組・事業名	人権啓発冊子「ハーモニー」の発行
担当課	人権啓発課
方向性 No	(1)－①
事業内容・方針	人権・平和に関する発行物の中で、外国人の人権について掲載する。職員研修や生涯学習出前講座でも活用する。人権啓発事業やふれあい祭りで参加する人に配布、市ウェブサイトに掲載するなど、広く啓発する。

取組・事業名	市民人権講座、人権尊重のまちづくり強化月間のつどいの実施
担当課	人権啓発課
方向性 No	(1)－①
事業内容・方針	広く市民の人権意識の高揚を図るため、市民人権講座、人権尊重のまちづくり強化月間のつどいを実施する。身近な人権課題を取り上げ、市民とともに人権が大切にされるまちづくりを考える機会を設ける。

取組・事業名	青少年センター子ども会活動
担当課	長瀬青少年センター
方向性 No	(1)－①、(1)－②、(1)－③
事業内容・方針	外国につながりを持つ子どもたちと共に考え支えあう子どもたちが集まり、お互いの立場を学び、考え、違いを認め合える活動をしている。民族意識の自覚と民族差別をはじめ、あらゆる差別を許さない人権感覚をもった子どもの育成及び文化活動、人権学習、交流活動、集団活動(多文化共生の実践)を行う。

取組・事業名	舞踊、言語及び歴史教室事業
担当課	荒本青少年センター
方向性 No	(1)－①、(1)－②、(1)－⑤
事業内容・方針	外国につながりを持つ子どもたち及び共に考え支えあう子どもたちの活動を通して、民族意識の自覚と、あらゆる差別を許さない人権感覚を学ぶ教室事業を実施する。

取組・事業名	職員研修の充実
担当課	人事課
方向性 No	(1)－②、(1)－③
事業内容・方針	共生社会の実現のため、多様性を認め合い、個性を活かした組織づくりに取り組める人材の育成をめざし、基本研修等において、外国人住民との共生やマイクロアグレッション、やさしい日本語を活用した円滑なコミュニケーションに関する研修を実施する。

取組・事業名	多文化理解講座
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(1)－③、(1)－⑤、(5)－④
事業内容・方針	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく多文化共生の市民意識啓発のため、多文化理解講座を実施する。

取組・事業名	青少年センター教室活動
担当課	長瀬青少年センター
方向性 No	(1)－③、(1)－⑤、(5)－④
事業内容・方針	ハングル講座を通して、外国の文化に触れる場を設け、楽しく学び、理解を深めながら、多文化共生の意義についての啓発を進める。

(2)外国人住民が安心して暮らせる生活基盤の保障

- ①相談体制(ワンストップサービス)の充実…多言語化、相談窓口の柔軟な運営、専門機関と連携した相談対応
- ②多言語の情報提供や多様なツールを活用した情報発信…生活、医療・救急、福祉、教育、就労、災害・感染症、住宅等の情報
- ③公共サービスの制度への理解と利用の促進
- ④子育て、介護等の支援体制の整備
- ⑤高齢者や障害者等の福祉の充実
- ⑥日本語学習の充実と機会拡大

取組・事業名	多文化共生情報プラザ
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(2)－①、(2)－②
事業内容・方針	11言語以上の多言語で対応するワンストップ型相談窓口として、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、情報提供、収集事業及び各種相談事業を実施する。情報提供については、庁内関係部局と連携して多様な媒体を活用し、より多くの方に届くようを行う。

取組・事業名	外国人のための1日相談サービス in 東大阪
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(2)－①
事業内容・方針	法律相談、在留資格、国民健康保険、国民年金、児童手当・児童扶養手当、年金・社会保険、生活全般に関する困り事や悩み事等に対して弁護士による法律相談をはじめ、専門家や市職員による相談・情報提供を多言語で実施する。

取組・事業名	市ウェブサイトの管理運営
担当課	広報課
方向性 No	(2)－②
事業内容・方針	市ウェブサイトの管理運営において、Translation by Google(Google 翻訳)の導入により 100 以上の言語数に対応している。不正確な翻訳の改善及びさらなる機能の充実を図り、市民に見やすく分かりやすいウェブサイトの構築を行う。

取組・事業名	市役所本庁舎での多言語による案内表示
担当課	管理課
方向性 No	(2)－②
事業内容・方針	市役所本庁舎の施設案内板で日本語と英語を併用している。それ以外の言語については、案内板に掲載している二次元コードを読み取ることで翻訳された案内を確認することができるよう対応している。

取組・事業名	外国語翻訳アプリを導入した窓口タブレット端末の設置
担当課	情報政策課
方向性 No	(2)－②
事業内容・方針	外国人住民に対し、正確な案内・対応ができるよう、各窓口に外国語翻訳アプリを導入したタブレット端末を設置している。

取組・事業名	多文化共生情報プラザだよりの発行
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(2)－②、(2)－③
事業内容・方針	市政だよりなどの生活情報を英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語に翻訳し、発行する。プラザのウェブサイトに掲載するほか、市役所 1 階市政情報コーナーや行政サービスセンターに設置する。また、市内の学校園や保育所、日本語教室や関係者に送付し、情報発信する。

取組・事業名	多文化共生情報プラザのウェブサイトでの情報発信
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(2)－②、(2)－③
事業内容・方針	市ウェブサイトが多文化共生情報プラザのページを掲載し、重要な行政情報を日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語、やさしい日本語で提供する。

取組・事業名	語学ボランティア制度
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(2)－②、(2)－③
事業内容・方針	本市行政サービスの提供において、通訳又は翻訳の必要がある所属に対してボランティアを派遣する。

取組・事業名	やさしい日本語の活用促進及び普及・啓発
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(2)－②
事業内容・方針	職員によるやさしい日本語の活用を促進するため、人事課とも連携し、職員向けにやさしい日本語の研修などを実施する。また、外国人住民と関わりのある方に対しても、やさしい日本語の普及啓発に取り組む。

取組・事業名	【新規】行政情報のやさしい日本語による提供
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(2)－②
事業内容・方針	市政だよりなどに掲載されている生活情報をやさしい日本語に翻訳し、市内の学校園や保育所、日本語教室や関係者などに情報提供を行う。

取組・事業名	【新規】保育施設での翻訳機の配備
担当課	こども・こそだて応援課、保育施設課、保育給付課
方向性 No	(2)－②、(2)－④
事業内容・方針	保育所、子育て支援センターなどの保育施設において、外国にルーツを持つ子どもの保護者とのコミュニケーションを図るため、翻訳機を配備する。

取組・事業名	【新規】電子母子手帳アプリの導入
担当課	母子保健課
方向性 No	(2)－②、(2)－④
事業内容・方針	多言語翻訳に対応した電子母子手帳アプリを導入し、妊娠・出産に関する情報や、子育て支援に関する情報を多言語で提供する。

取組・事業名	妊娠、出産、子育てに関する情報の多言語による提供
担当課	母子保健課、保健センター
方向性 No	(2)－②、(2)－④
事業内容・方針	必要な方に多言語の母子健康手帳、乳幼児健康診査の問診票等を提供している。ボランティア通訳派遣や三者通話を依頼し、妊娠、出産、子育てに関する多言語での電話相談や訪問指導の体制を確立している。

取組・事業名	資源物の持ち去り防止対策
担当課	循環社会推進課
方向性 No	(2)－②
事業内容・方針	家庭から分別して出された資源物(缶・びん)・大型ごみ・不燃の小物が、市の収集前に第三者により持ち去られる事例を防止する目的で、持ち去り禁止シートを日本語のものに加え英語・中国語・韓国・朝鮮語・ベトナム語に翻訳したものを作成し啓発に取り組む。

取組・事業名	清掃啓発事業
担当課	環境事業課
方向性 No	(2)－②
事業内容・方針	『ごみの分け方・出し方』(パンフレット)や『さんあ〜る』(ごみの出し方や収集日が確認できるアプリ)について、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語にも対応したものとし、活用している。(※パンフレットのみ、ネパール語にも対応) 東大阪市 LINE 公式アカウントも活用し、ごみの出し方について周知に努める。

取組・事業名	歩きたばこ防止対策事業
担当課	美化推進課
方向性 No	(2)－②
事業内容・方針	歩きたばこ防止の目的で啓発ステッカー及びポスターの表示の中に、英語・中国語・韓国語・ベトナム語も加え、啓発に取り組む。

取組・事業名	住宅確保要配慮者の住まいの確保
担当課	企画推進課
方向性 No	(2)－②
事業内容・方針	住宅確保要配慮者・大家さん向け住まいのガイドブックの作成、Osaka あんしん住まい推進協議会への加入、居住サポート住宅認定制度により、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の住まい探しの相談に対応する。

取組・事業名	在日外国人重度心身障害者特別給付金事業
担当課	障害施策推進課
方向性 No	(2)－⑤
事業内容・方針	国民年金制度の改正が行われた昭和 57 年 1 月 1 日前に 20 歳に達している外国人で、年金等の受給ができない重度心身障害者に対して、対象者の福祉の向上に資することを目的として給付事業を行っている。

取組・事業名	東大阪市在日外国人高齢者給付金事業
担当課	高齢介護課
方向性 No	(2)－⑤
事業内容・方針	本市に居住する在日外国人(日本国籍を取得した者を含む)の内、国民年金の制度上、老齢基礎年金の受給資格を得ることができなかった在日外国人高齢者に対し、高齢者給付金を支給する。

取組・事業名	日本語教室の開催
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(2)－⑥、(5)－⑤
事業内容・方針	日本に住む外国人に日本語を学習する場を提供し、日本語によるコミュニケーションを通じて支援する。学習者とボランティアがペアで日本語を学習することで、学習者にとって貴重な生活情報収集・相談の機会を提供する。また、ボランティアの多文化共生の理解促進、国際交流を図る。

(3)子どもの教育の充実

- ①日本人を含めたすべての子どもに対する多文化共生教育の推進
- ②在日外国人教育の実践を活かした人権教育の推進
- ③外国につながりをもつ子どもたちの学習機会の保障と就学支援
- ④日本語指導が必要な子どもたちへの日本語学習の体制整備
- ⑤外国につながりをもつ子どもたちが誇りを持てるよう、母語や母文化の学習と継承
- ⑥外国人保護者への教育情報の提供、支援体制の整備
- ⑦多文化共生教育を担う人材の育成

取組・事業名	未来市民教育「夢 TRY 科」
担当課	みらい教育室
方向性 No	(3)－①
事業内容・方針	一貫教育の取組として、未来市民教育「夢 TRY 科」を実施し、予測が困難な時代に生きる、これからの社会を担う子どもたちが多様な人との協働をもとに活躍できる力の育成をめざす。

取組・事業名	東大阪市カラフルコミュニケーション
担当課	人権教育室
方向性 No	(3)－①、(3)－②
事業内容・方針	市内小学校において、すべての子どもが、多様な価値観にふれ、互いを尊重する態度を育む多文化共生教育を推進するため、関係機関と連携した講師紹介等を通じて、各学校で世界中の様々な文化に関する体験的な学習に取り組むための支援を行う。

取組・事業名	東大阪市カラフルコミュニケーションパークの開催
担当課	人権教育室
方向性 No	(3)－①、(3)－②
事業内容・方針	市内小学校にて実施した東大阪市カラフルコミュニケーションでの学びを発表し、交流する場を設ける。児童や大学・企業によるブース交流に加え、全体シンポジウムを開催する。

取組・事業名	外国文化にふれる教材の紹介
担当課	人権教育室
方向性 No	(3)－①
事業内容・方針	個別人権課題ごとに大切にしたい観点や取組例、教材例が所収された指導資料等を紹介、提供し、学校園での在日外国人教育、多文化共生教育の実践を支援する。

取組・事業名	東大阪市在日外国人教育研究協議会への支援充実
担当課	人権教育室
方向性 No	(3)－②、(3)－⑦
事業内容・方針	東大阪市在日外国人教育研究協議会が主催する「小・中サマースクール」「中国からの子どもの集い」「進路開拓研修会」「冬の交流会」が外国につながる子どもの課題に対して適切に取り組まれ、充実したものになるよう支援していく。また、在日外国人教育担当者会や3つの研究部会の活動を通して、在日外国人教育の充実、多文化共生社会の実現に向け、教職員の学びの場、実践交流の場が充実したものになるよう支援していく。

取組・事業名	「東大阪市人権教育基本方針」「東大阪市人権教育推進プラン」
担当課	人権教育室
方向性 No	(3)－②
事業内容・方針	本市の教育分野において人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を「東大阪市人権教育基本方針」で示している。基本方針を実効あるものにするために「東大阪市人権教育推進プラン」を策定している。さまざまな人権問題が存在する中で、国際化に伴う渡日外国人の人権問題等、社会の変化による新たな人権問題が生まれてきており、基本方針、推進プランを近年の社会状況をふまえ、令和3年3月に改訂した。あらゆる教育活動を通してさまざまな違いや生き方を認め合い、共に生きていくことの素晴らしさを実感できる人権教育を推進する。

取組・事業名	外国籍児童生徒の就学状況の把握
担当課	学事課
方向性 No	(3)－③
事業内容・方針	文部科学省「外国人の子どもの就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づき、外国籍の義務教育対象年齢の方すべてに教育の機会が与えられるよう就学先把握のアンケートを実施し、確認する。

取組・事業名	多言語進路ガイダンス
担当課	学校教育推進室
方向性 No	(3)－③、(3)－⑥
事業内容・方針	小中学生とその保護者を対象に行う「多言語進路ガイダンス」で、高校入学者選抜の実施要項の説明、日常の学校生活の説明等を多言語で行う。

取組・事業名	外国人児童生徒等への日本語教育等の推進
担当課	人権教育室
方向性 No	(3)－④
事業内容・方針	海外からの直接編入などで増加している日本語指導が必要な児童生徒に対し、一人ひとりに応じた個別支援の実現に向け、母語支援者や日本語指導支援員等の活用を促進し、各学校及び市内全域での日本語指導体制の構築、日本語指導の充実に取り組む。

取組・事業名	外国籍児童生徒の本名使用の支援
担当課	人権教育室
方向性 No	(3)－⑤、(3)－⑦
事業内容・方針	外国籍児童生徒の本名使用率の現状をふまえ、在日外国人教育等を通してマイノリティの立場の児童生徒が自分らしく生きることのできる環境づくりを進めるため、本名使用に向けた小・中学校の取組の推進及び本名を使用しやすい環境の醸成等を支援する。また、本名使用に向けた教職員研修会も実施する。

取組・事業名	「母国語学級」の充実
担当課	人権教育室
方向性 No	(3)－⑤
事業内容・方針	学校教育目標及び活動計画に則り、学校が設置主体の課外活動として母国語学級を運営している。文化・芸術・歴史等を学ぶ母国語学級の活動を円滑に進められるよう、運営に対して指導・助言を行ったり、担当者の交流研修の機会を設けたりするなど、活動の充実に努める。 また、市教委主催で多文化共生に係る課外活動としてオンライングローバルミーティング(OGM)を実施する。

取組・事業名	【新規】多言語による留守家庭児童育成クラブの案内
担当課	青少年教育課
方向性 No	(3)－⑥
事業内容・方針	就労等により昼間家庭にいない保護者をもつ児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図るための事業である留守家庭児童育成クラブについて英語、中国語、ベトナム語で案内する。

取組・事業名	多言語による就学情報の提供
担当課	学事課
方向性 No	(3)－⑥
事業内容・方針	外国籍の就学案内(入学のご案内)、就学援助、入学準備費(就学援助)、夜間学級就学援助に関する情報を多言語に翻訳、提供し、外国籍の方も日本の学校へ入学可能であることや、就学援助制度の周知に努めていく。

取組・事業名	研修等を通じた在日外国人教育の推進
担当課	人権教育室
方向性 No	(3)－⑦
事業内容・方針	「東大阪市人権教育基本方針」「東大阪市人権教育推進プラン」に則り、市立学校園の在日外国人教育の推進に向け、担当者研修等を実施する。 また、多文化共生教育担当者連絡会を開催し、教職員の多文化共生教育に係る資質能力の向上を図る。

取組・事業名	教職員を対象とした研修の充実
担当課	教育センター
方向性 No	(3)－⑦
事業内容・方針	教職員が各学校・地域の人権教育の諸課題を把握し、多文化共生の学校づくりの推進に向けて取組を進めるために必要な研修を充実させていく。

(4)外国人の人材活用と就労支援

- ①外国人労働者の労働環境の整備
- ②外国人労働者の相談窓口の設置と対応、情報提供等の支援
- ③外国人労働者を雇用する企業への各種制度や受入れ方法等の情報提供と支援
- ④留学生の就職促進と就労支援
- ⑤地域の特徴や外国人の発想を活かした起業の支援
- ⑥外国人の就労を産業界全体で支援するための商工会議所などの経済団体との連携と仕組みづくり
- ⑦国、大阪府など関係団体との連携

取組・事業名	雇用問題企業啓発事業
担当課	労働雇用政策室
方向性 No	(4)－①、(4)－③
事業内容・方針	企業に向けて人権啓発冊子を作成・周知し、外国人労働者や障害者、中高年齢者等の多様な人材の活用を推進する。また、各種講座に利用してもらうため、啓発ビデオ・DVDの貸出を行う。

取組・事業名	労働相談
担当課	労働雇用政策室
方向性 No	(4)－②
事業内容・方針	働く上で労働者が抱えるさまざまな問題、事業主が抱える疑問に対して、専門相談員が解決に向けたアドバイスを行っている。 賃金、労働条件、保険など労働問題について、広く相談対応する。

取組・事業名	外国人労働者雇用対策事業
担当課	労働雇用政策室
方向性 No	(4)－③、(4)－④、(4)－⑥
事業内容・方針	東大阪市補助金事業として東大阪市商工会議所と連携し、外国人材雇用活用セミナーと外国人留学生向け合同企業説明会を実施する。 外国人雇用についての知識を深めると共に、外国人留学生向けの合同企業説明会を開催し雇用状況の改善につなげる。

取組・事業名	【新規】外国人の起業に関する情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(4)－⑤
事業内容・方針	多文化共生情報プラザにおいて、起業に関する情報や手続きについて多言語・やさしい日本語で情報提供し、外国人の起業を支援する。

取組・事業名	OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会との連携
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(4)－⑦
事業内容・方針	大阪府が大阪出入国在留管理局や官民の関係団体と情報共有・相互連携し、外国人材の受入促進と共生の推進を図ることを目的に設置している「OSAKA 外国人材受入促進・共生推進協議会」と情報を共有する。

(5) 日常的なつながりの場と機会の創設

- ①外国人住民の地域社会への参加の促進
- ②外国人住民の地域参加の推進役を担う人材の育成と支援
- ③NPO等との連携
- ④外国人住民の言語や文化、歴史的背景を学ぶ機会の提供
- ⑤日本人住民と外国人住民が交流し、理解を深める場づくり
- ⑥市民による多文化共生をテーマにしたイベントの支援
- ⑦外国人住民の意見表明の機会の設置と尊重
- ⑧外国人コミュニティの支援と連携
- ⑨国際交流センター設置についての継続的な検討

取組・事業名	【新規】コミュニティソーシャルワーカー(CSW)、民生委員との連携
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(5)－①、(5)－②
事業内容・方針	地域で相談支援にあたっているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)、民生委員の会議出席を通じて情報共有を行い、福祉部門と多文化共生部門との連携を図る。

取組・事業名	外国人のコミュニティとの連携
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(5)－③、(5)－⑧
事業内容・方針	外国人のコミュニティとの連携に向けて、外国人支援をしているNPOや関連団体から情報を収集する。また、SNSを活用した外国人コミュニティとの連携についても検討を進める。

取組・事業名	地域まちづくり活動助成金
担当課	地域活動支援室
方向性 No	(5)－③
事業内容・方針	地域資源の活用や地域課題の解決に向けたまちづくり活動の活性化を図り、わがまちとして愛着と誇りの持てる市民主体の魅力ある地域づくりの促進を目的としており、市民自らが企画・提案・実施する事業に助成金を交付し地域のまちづくり活動を支援する。

取組・事業名	【再掲】多文化理解講座
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(1)－③、(1)－⑤、(5)－④
事業内容・方針	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく多文化共生の市民意識啓発のため、多文化理解講座を実施する。

取組・事業名	【再掲】民族文化講座
担当課	人権啓発課
方向性 No	(1)－①、(1)－⑤、(5)－④
事業内容・方針	「誰もが暮らしやすい多文化共生のまち東大阪市」の実現に向け、国籍や民族など、互いに違いを認め合い、対等な関係を築く中で共に生きる社会を築いていく資質や意識を育むため、講座を実施する。

取組・事業名	【再掲】青少年センター教室活動
担当課	長瀬青少年センター
方向性 No	(1)－③、(1)－⑤、(5)－④
事業内容・方針	ハングル講座を通して、外国の文化に触れる場を設け、楽しく学び、理解を深めながら、多文化共生の意義についての啓発を進める。

取組・事業名	【再掲】多文化共生をテーマにしたイベントを通じた市民との交流
担当課	多文化共生・男女共同参画課、人権啓発課
方向性 No	(1)－①、(1)－④、(5)－⑤
事業内容・方針	東大阪国際交流フェスティバル・盾津ふれあいフェスティバルに参加し、パネル展示等を通じて、市民との交流や人権に関する啓発を行う。

取組・事業名	【再掲】日本語教室の開催
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(2)－⑥、(5)－⑤
事業内容・方針	日本に住む外国人に日本語を学習する場を提供し、日本語によるコミュニケーションを通じて支援する。学習者とボランティアがペアで日本語を学習することで、学習者にとって貴重な生活情報収集・相談の機会を提供する。また、ボランティアの多文化共生の理解促進、国際交流を図る。

取組・事業名	市民による多文化共生をテーマにしたイベントの支援
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(5)－⑥
事業内容・方針	地域の多文化共生の推進を図るため、国籍や民族などの異なる人々の交流や情報交換を通じて互いの理解を深めるために市民によって実施される事業を支援する。

取組・事業名	【新規】外国語でのご意見・お問合せフォーム
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(5)－⑦
事業内容・方針	市ウェブサイトにも外国語でも利用できるご意見・お問合せフォームを用意し、寄せられた市の業務に関するご意見やお問合せを多文化共生情報プラザで翻訳し、担当部署に届ける。

取組・事業名	【新規】国際交流協会ネットワークおおさかへの参加
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(5)－⑨
事業内容・方針	大阪府下の国際交流協会・団体が連携し、構築されている「国際交流協会ネットワークおおさか」に参加し、勉強会や共催事業を通じて日頃から顔の見える関係を作り、相互支援と双方向の情報交換を行う。また会員団体の取組の情報を収集し、国際交流センターに必要な機能、役割について調査、研究を進めていく。

(6)災害時の支援体制の整備

- ①災害や感染症等に関する情報の多言語化、やさしい日本語の導入など効果的な情報発信
- ②防災に対する意識啓発・防災教育と訓練等への参加促進
- ③感染症流行時における新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かした支援情報の効果的な発信と相談体制の整備、生活の安定化への支援
- ④文化、宗教、生活習慣等に配慮した災害時の支援体制の整備

取組・事業名	東大阪市防災ハザードマップ(洪水・土砂災害・ため池)
担当課	危機管理室
方向性 No	(6)－①
事業内容・方針	寝屋川流域等の想定最大規模降雨による浸水想定区域や土砂災害警戒区域、市が発令する避難情報、防災情報の収集や避難行動をまとめたハザードマップを作成しており、その中で Uni-Voice(ユニボイス)を掲載し、スマートフォンで読み取ると、各種情報を英語・中国語・韓国語・ベトナム語へ翻訳することができ、外国人も読めるよう努めている。

取組・事業名	災害や感染症に関する情報の多言語化、やさしい日本語による情報発信
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(6)－①
事業内容・方針	多文化共生情報プラザにおいて防災や感染症に関する情報を平時から多言語、やさしい日本語で提供し、外国人が迅速に必要な情報を得ることができるよう努めている。

取組・事業名	【新規】外国人住民への防災教育の実施
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(6)－①、(6)－②
事業内容・方針	日本語教室に参加している外国人に対して、防災に関する情報を提供することで、日本で起こりやすい地震、津波、台風などの自然災害の種類やリスク、正しい避難方法などを伝える。

取組・事業名	感染症の医療や健康に関する情報の多言語による提供
担当課	感染症対策課、保健センター
方向性 No	(6)－①
事業内容・方針	医療・健康に関する相談があった場合は、患者の職場の通訳等の協力依頼や三者通話、職員(翻訳機の活用)による個別対応を行っている。また多言語の服薬手帳やパンフレットを提供している。

取組・事業名	消防局防災学習センター
担当課	予防課
方向性 No	(6)－①、(6)－②
事業内容・方針	消防局防災学習センター内で使用する映像「家族で学ぶ東大阪市の防災学習」「災害から守れ私たちの暮らし」「トライくんの防災教室」の英語・中国語・韓国語・タガログ語の字幕入りバージョンを作成、活用し、外国人の防災意識を高め、防災学習の大切さを伝えていく。

取組・事業名	火災で被災された方への案内
担当課	予防課
方向性 No	(6)－①
事業内容・方針	火災で被災された方の生活再建の手助けとなるように、各種申請や届出などの資料「火災で被災された方へ」の英語・中国語・韓国語・ベトナム語・タガログ語の翻訳バージョンを作成し、活用している。

取組・事業名	【新規】東大阪市感染症予防計画に基づく外国人への感染症対策
担当課	地域健康企画課
方向性 No	(6)－③
事業内容・方針	令和6年4月に策定した東大阪市感染症予防計画に基づき、外国人住民に対する定期的な健康診断の促進等により、適切な感染症対策を講じるよう努める。 また保健所等の窓口感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備える等情報の提供に努める。

取組・事業名	救急現場活動の多言語対応
担当課	救急課
方向性 No	(6)－④
事業内容・方針	救急現場活動における情報収集時の多言語対応として、救急隊用のスマートフォン多言語翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用している。

取組・事業名	避難所での多言語支援
担当課	危機管理室
方向性 No	(6)－④
事業内容・方針	避難所運営の一環として、必要となる避難所会話シート、ピクトグラム、やさしい日本語の案内表示を各避難所へ配備するよう努める。

取組・事業名	人的受援個別マニュアル(通訳ボランティアの活動)
担当課	多文化共生・男女共同参画課
方向性 No	(6)－④
事業内容・方針	大規模災害等の発生時に備え、災害時の活動及び業務を適切かつ円滑に実行できるよう、通訳ボランティアに関する被災地外からの人的応援受入れの手順を定めている。

取組・事業名	119 番通報の多言語対応
担当課	指令課
方向性 No	(6)－④
事業内容・方針	119 番通報時、外国語による対応が必要となった場合、119 番通報を切ることなく多言語通訳コールセンターとつなぎ、3 者通話による通訳対応を行う。(24 時間 365 日、英語、中国語、韓国語、ベトナム語等の 22 言語に対応)

4 行動計画の推進に向けて

1. 行動計画の推進体制

日本人住民と外国人住民が同じ地域社会の一員としてともに安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、市の各部局が行動計画に基づき、必要な取組を行っていきます。

施策を進めるにあたっては、行政だけでなく、市民や事業者、民間団体、NPOなど、多様な主体と連携していきます。

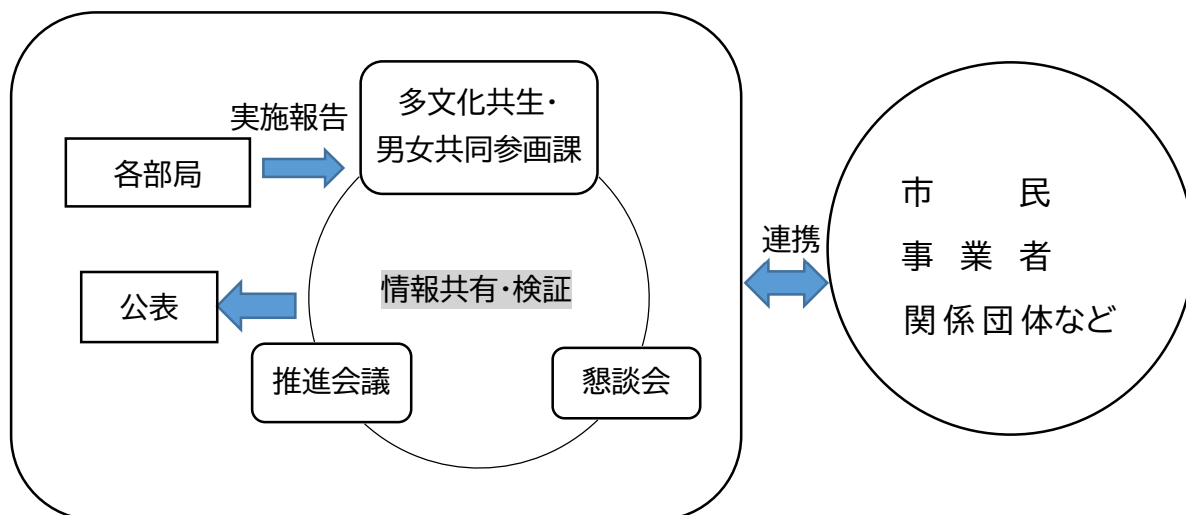
有識者等による「多文化共生のまちづくり有識者懇談会」(以下「懇談会」と言う。)の開催、庁内組織である「多文化共生のまちづくり推進会議」(以下「推進会議」と言う。)における議論・検討を重ね、行動計画を着実に推進していきます。

2. 行動計画の進行管理

行動計画に掲げた取組の着実な推進を図るため、担当課からの実施報告により毎年度進捗状況や課題を把握したうえで、ウェブサイトで公表します。

進捗状況については、懇談会、推進会議と情報共有し、評価指標や事業計画の達成度について検証していきます。

推進会議での意見や懇談会からの情報提供に基づき、行動計画の必要な見直しを行うなど、適切な管理を行っていきます。



東大阪市多文化共生指針行動計画(2026年度～2028年度)

編集・発行

2026年(令和8年)3月

東大阪市 人権文化部 多文化共生・男女共同参画課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号

TEL 06-4309-3300 FAX 06-4309-3823